

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2023年6月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコバビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

今年もすでに半ばにさしかかり、時の経つのが本当に早いと実感します。一日一日後悔することはないか、時間の使い方を間違っていないかと自分に問います。この時期楽しみな紫陽花も雨水を弾きながらその色を変えて行く様に、人間と同じような強い意志のようなものを感じます。皆様はどのようにお感じになりますか？

さて、今回は保佐・補助を取り上げています。以前私の YouTube チャンネル「国松偉公子の相続相談室」第 49 回で診断書が運命の分かれ道、というお話をさせていただきました。この診断書は家庭裁判所で決められた書式であり、医師にとってみれば比較的簡易に作成可能に見えます。医師にとって書きやすい書式に改良を加え、効率よく後見・保佐・補助の振り分けができるように工夫されています。

一方で本当にこの診断書で間違いのないか、と思うこともあります。本人の能力と診断書の内容に乖離があるのではないかと疑ってしまいたくなるケースもあるのです。本人の能力の活用か、それとも制限か。その立ち位置によって診断書の作成方法もきっと変わるでしょう。

利便性と人権とが拮抗しながら成年後見制度というインフラは進化していくのかもしれない。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3種類があり、本人の判断能力の程度により分かれています。今回は、「保佐人」と「補助人」の役割について焦点を当てていきましょう。

右の表に違いをまとめましたが、少しわかりづらいですね。同意権も聞き慣れない言葉だと思います。わかりやすく言えば、本人が、お金を借りたり、不動産の処分をするなどの重要な行為を行う場合に、保佐の場合であれば必ず保佐人の同意が必要になります。もし、同意なしにそれらの行為を行った場合、保佐人はその行為を取り消すことができます。補助の場合は、同意権付与の申立をして審判が認められないと権利が付与されません。

法定後見の種類	後見	保佐	補助
本人の判断能力	判断能力が欠けているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分な状態	判断能力が不十分な状態
代理権	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で裁判所が認める特定の法律行為	申立の範囲内で裁判所が認める特定の法律行為
同意権 取消権	取消権のみ認められる	民法 13 条 1 項に掲げられている行為に認められる	民法 13 条 1 項に掲げられた行為のうち、家庭裁判所が定める特定の行為のみ

【民法 13 条 1 項】

- ① 元本を領収し、又は利用すること
(お金を貸したり、返済を受けること)
- ② 借財又は保証をすること
(借金をしたり保証人になること)
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
(不動産売買や通信販売等の契約の締結、株式の購入など)
- ④ 訴訟行為をすること
- ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- ⑨ 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること

左記のような行為を本人だけで行うと、本人に不利な結果が生じる可能性があるため、保佐人(補助人は家庭裁判所に同意権付与の申立をして審判が下りた場合のみ)の同意権が必要になります。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆

